

企画競争実施の公示

平成24年 2月1日

独立行政法人日本万国博覧会記念機構  
理事長 中井 昭夫

下記のとおり、企画提案書の提出を求めます。

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 草花景観創出業務
- (2) 業務目的 本業務委託は、「世界の森」や「花の丘」等の花壇管理と花苗生産等を行うことを目的とする。
- (3) 業務内容 花の見所（花の丘含む）及び樹木管理業務、花苗生産業務。  
詳細は業務説明書による。
- (4) 履行期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日を予定。

2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 技術者等に関する要件  
1級造園施工管理技士の資格を有する技術者を専任で配置できること。
- (4) 業務実績に関する要件  
過去10年間に下記に示す同種業務又は類似業務の実績を有していること。  
（同種業務）40,000株以上の花苗生産（育苗）かつ3,000m<sup>2</sup>以上の花苗の花壇管理。  
（類似業務）4,000株以上の花苗生産（育苗）かつ300m<sup>2</sup>以上の花苗の花壇管理。

3. 手続等

- (1) 担当課  
〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園1番1号  
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 事業部 自立した森再生センター 参画推進係  
TEL 06-6877-3349  
(FAX 06-6877-8459)
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
  - ①期間 平成24年2月2日（木）から平成24年2月22日（水）まで
  - ②場所 上記担当係
  - ③方法 上記担当係にて紙媒体をもって手交  
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
  - ①期限 平成24年3月14日(水) 17時00分まで
  - ②場所 上記担当係
  - ③方法 上記担当係へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)で5部提出。
- (4) 説明会の有無、日時及び場所等  
説明会を実施する。：平成24年2月23日(木) 11時00分～  
万博記念ビル3階C会議室  
説明会への参加を必須とする。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所  
ヒアリングを実施する：3月中旬頃を予定。  
万博記念ビル4階第2応接室を予定。  
※詳細な実施場所及び日時は追って連絡する。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。
- (6) 特定した提案内容については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の規定により、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企画提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は原則返却する。なお返却を希望しない場合はその旨を提案書提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、独立行政法人日本万国博覧会記念機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 詳細は説明書による。

#### 5. 独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴う御協力をお願い

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提出していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入、及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）